

(令和7年習志野市議会第1回定例会)

議案第1号

令和7年度習志野市一般会計予算

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び
会議規則第17条の規定により提出します。

令和7年3月24日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	大 宮 こうた
賛成者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫

別紙（修正案）

議案第 1 号令和 7 年度習志野市一般会計予算に対する修正案

議案第 1 号令和 7 年度習志野市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条第 1 項中「76,400,000 千円」を「75,992,373 千円」に修正し、同条第 2 項「第 1 表 歳入歳出予算」の一部を次のように修正する。

第 1 表 歳入歳出予算

（抹消したのは原案、その上に記入したのが修正案）

歳入

（単位 千円）

款	項	金額
18 繰入金		4,443,524 4,533,451
	1 基金繰入金	4,443,524 4,533,451
20 諸収入		2,862,291 2,910,291
	6 雑入	1,917,404 1,965,404
21 市債		5,909,800 6,179,500
	1 市債	5,909,800 6,179,500
歳入合計		75,992,373 76,400,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
10 教育費		12,644,924 13,052,551
	7 保健体育費	2,423,902 2,831,529
歳出合計		75,992,373 76,400,000

第4条「第4表 地方債」の一部を次のように修正する。

第4表 地方債

(抹消したのは原案、その上に記入したのが修正案)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育債		普通貸借	5.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内において元利均等、元金均等または満期一括償還する。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮ならびに低利債への借り換えをすることができる。
義務教育施設整備事業債	3,611,200	又は	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
高等学校施設整備事業債	204,700	証券発行		
社会体育施設整備事業債	115,600			
	385,300			
社会教育施設整備事業債	346,600			
合計	5,909,800 6,179,500			